

意見交換会実施結果報告書 様式2

番号	23-10
案件名	中野区地域福祉計画（素案）、中野区スポーツ・健康づくり推進計画（素案）及び中野区障害者計画（素案）

1 意見交換会の実施状況（自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの）

(1) 実施概要

合計実施回数	1回
合計参加人数	7人

No.	日時	会場	参加人数	区側出席者（職名）
1	令和5年12月18日(月) 16時～17時15分	中野東図書館 ティーンズルーム	7人	福祉推進課長、スポーツ振興課長、障害福祉サービス担当課長、保健企画課長

●配付書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中野区地域福祉計画（素案）について</li> <li>・中野区スポーツ・健康づくり推進計画（素案）について</li> <li>・中野区障害者計画（素案）について</li> </ul>
---

(2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答 ※1

合計意見数	8件
-------	----

【中野区地域福祉計画について】 2件

No.	区民からの意見・要望	区の見解・回答
1	中高生が集う場所は、公園か友人の部屋に限られていると感じる。雨の日に活動できる場所や居場所が少ないので、友人と自由に集えるスペースを室内に整備してほしい。	既に児童館等へ設置している中高生専用スペースについて、SNS等を活用した効果的な広報に取り組むことに加え、中高生が気軽に集えるよう児童館のロビー機能の更なる充実を図る。
2	遊んだり、スポーツできる場所が少ないと思う。利用料を負担しなければならない場所ばかりで、子どもには利用しにくい環境にあると感じる。特に生活が苦しい家庭の子どもは、ほとんど利用できないと思う。	利用料を負担するスポーツ施設での取り組み以外にも、保育施設や学校等で子どもの頃から運動や身体を使う習慣を身につける取り組みを推進していく。

【中野区スポーツ・健康づくり推進計画について】 4件

No.	区民からの意見・要望	区の見解・回答
1	小学生の時に区から iPad が支給された。iPad は何でも出来るのでずっと見てしまう。そのため、外で遊ぶ時間も減ってしまった。それが良くないのではないか。	スポーツ施設では運動メニューの動画を配信しており、児童生徒等にも自宅などで手軽に取り組める運動メニューの提供も広げていきたい。
2	勉強メインの学校だと、受験が近づくと勉強にシフトしないといけない。その中において効率的な運動は、筋トレだと思う。ジムに行きたいが、用具の使い方が分からない。身近にジムがない、料金が高いなど、結局行かなくて良いということになる。ジムについて計画の中に取り入れてもらえるともっとやりやすくなる。	区内 3 か所のスポーツ・コミュニティプラザのうち 2 か所（中部、南部）にトレーニングジムがあり、総合体育館にも民間施設より安価で利用しやすいトレーニングジムを整備している。いずれも高校生以上が利用可能であるが、より多くの区民が利用できるよう、周知を図っていく。
3	柔道をしているが、練習していた柔道場がなくなった。探したら中野体育館で柔道を行っていることが分かり、今は体育館に通っている。高校生は体育館で柔道をしていることを知らないと思う。もっと周知してほしい。	これまでも区報、区ホームページやないせす、施設のホームページで周知をしているが、柔道だけでなく、区内で運動やスポーツができる施設の周知の仕方について検討する。
4	部活動において、顧問の知識がないと感じている。地域における詳しい人が教えてくれるのであれば、やりやすいのではないか。友達のいる市では、市全体で部活動をしており、部活が楽しくなったと話していた。	今年度発足した検討委員会で、課題の整理や今後の展開について協議を行っている。柔軟な活動ができる部活動や、地域の人材を活用した部活動の地域移行など、活性化や競技力向上に取り組んでいく。

【中野区障害者計画について】 2件

No.	区民からの意見・要望	区の見解・回答
1	障害や発達に課題のある人に対する偏見をなくすべきだと思う。そのためには障害について学校教育で詳しくやるべきだと思うが、授業では簡単にしか取り上げない。	障害の理解啓発のため、小学校及び中学校に下敷きやリーフレットの配布、出前講座を実施している。今後もこれらの活動を継続する。また、道徳の授業を始めとした人権教育を実施しており、偏見をなくす教育を行っているところである。
2	障害のある人が可哀想だという考え方は良くない。フラットに付き合うべきだし、自分はそうしている。 クラスメートのなかには障害のある人を怖がる者もいるが、自分はそういう考えは良くないと言っている。	ご意見のとおり、だれもがそれぞれの特性を認め合いながら生活できる地域社会になるように、理解啓発活動を継続する。

(3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由 ※2

No.	変更した箇所	変更の理由

2 その他の参加の手続き実施状況（個別意見の提出、団体等との意見交換等）

なし

※1 計画（条例）全体、項目ごとに作成してください。

※2 意見交換会における意見により区案の加除修正を行なった箇所がない場合も、その旨を明記してください。